

## 静岡市建設工事に係る着手日選択制度実施要領

### Q & A

Q1 適用日について

A1 平成 29 年 4 月 1 日以降に公告・発注する案件より本制度を利用することができます。(入札公告に本制度利用を記載する必要あり。)

Q2 着手日とは。

A2 工事始期日のことで、契約書の着手に記載する日付のことです。

Q3 着手日前に準備をしてもいいのか。

A3 着手日前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備を含め工事に着手はできません。また、承認行為等が必要な書類のやりとりも出来ません。

Q4 本制度を利用することにより、経費率等積算上考慮することはあるか。

A4 特別考慮する必要はありません。積算方法は本制度を利用しない工事と同様です。

Q5 発注者側メリットが感じられない。また完成予定日が年度末に偏るように思えるがどうか。

A5 本制度のメリットは受注者側にあります。柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで、受注者側の観点から平準化を図ることに資すると考えております。また、本制度は平準化のための1つの施策であるため、債務負担行為制度を積極的に活用し工事発注するなど、その他の平準化のための施策と合わせて実施していくことにより、より効果が発現されます。

Q6 全ての入札方式へ適用できるのか。

A6 はい。適用可能です。

Q7 下水道工事の場合、不可視部分が多く、掘削の結果、設計変更や工期延長となる可能性が多い。

A7 本制度の利用が適さないと判断された場合は、無理に実施をする必要はありません。

Q8 本制度を利用して、工期を延長（繰越）した場合や契約後に、手持ち工事が外的要因のため「工期延長等」が必要となったなど、着手日に着手できなかった場合にペナルティはあるか。

A8 通常工事と同様の取扱いとします。なお、本制度におけるペナルティはありません。通常工事同様に、期日までに技術者を配置できなければ契約解除、入札参加停止ということになります。

Q9 本制度の利用が適さないものはあるか？

A9 竣工日又は供用開始日が定められている工事、緊急性のある工事等です。

Q10 工程表、主任技術者等通知書、施工計画書の提出期限はいつか。

A10 工程表、主任技術者等通知書は着手日後（着手日含む）14日以内、施工計画書は着手日後（着手日含む）30日以内です。

Q11 コリンズ登録の期限はいつか。

A11 着手日後（着手日含む）、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内です。

Q12 契約保証期間はいつか。

A12 契約保証については、契約日から完成日までを対象とする保証とします。

Q13 入札公告の記載方法は。

A13

（例）本工事は静岡市建設工事に係る着手日選択制度の対象工事であり、受注者が選択した着手日（契約締結日から平成〇〇年〇月〇日までの間で受注者が選択した日）から▲▲日間とする。

Q14 着手日の変更は認めるのか

A14 契約締結後の着手日変更は認めません。

Q15 発注準備にあたり、着手日選択期間を90日に設定したところ、完成予定日が休日になってしまった。標準工期を増減して調整すればよいのか。

A15 標準工期での調整はできません。着手日選択期間を短縮して調整して下さい。

Q16 受注者より着手日通知書（様式第1号）が提出され、確認したところ、着手日や完成日が休日になっていた。どうしたらよいか。

A16 着手日、完成日は休日にできないため、完成日が休日とならないように着手日を定めるよう受注者に指導して下さい。

Q17 着手日選択期間は、原則として、開札日から30日以上90日以内の間で設定するということだが、どのように設定したらよいか。

A17 対象工事（発注課）の状況に合わせて、上記期間内で可能な限り長く設定してください。（着手期限日や完成予定日が休日とならないように設定してください。）

なお、本制度は出来るだけ多くの工事件数、出来るだけ長い着手日選択期間で実施することにより効果がありますので、主旨をご理解のうえ、出来る限りの御協力をお願いします。

Q18 予算の早期執行と矛盾するのではないか。

A18 本制度は、契約時期を遅延するものではないため、矛盾は生じません。なお、本制度を利用することによって、入札が集中する時期において、業者は受注機会が増えるメリットがあります。

Q19 繰越の助長になるのではないか。

A19 H28年度の試行工事15件（債務工事等を除く）のうち、結果として繰り越しになった工事は1件のみでした。（当初予測困難であった用地にかかるものであり、本制度を利用しなくとも繰り越しになっていた。）

試行結果からも当該制度が繰越の助長になるとは考えられません。

Q20 補助事業についても適用可能か。

A20 国も本制度を運用しているため、問題ありません。